

◎新潟県告示第861号

新潟県人口移動調査規程（昭和50年9月新潟県告示第1016号）の一部を次のように改正し、平成24年7月9日から実施する。

平成24年7月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(調査の対象) <b>第2条</b> 調査の対象は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき作成する住民票に記載又は消除のあつた者とする。	(調査の対象) <b>第2条</b> 調査の対象は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき作成する住民票に記載又は消除のあつた者及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき登録又は閉鎖した者とする。